平成２８年（フ）第３２６号
和歌山市弘西1042番地８　紀伊団地１－４－405
債務者　南原久美子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３５号
和歌山県岩出市金池164番地の４（114号）、前住所和歌山県岩出市山516番地（102号）
債務者　庵野美紗紀
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３６号
和歌山市塩屋５丁目６番１号
債務者　横岩　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１２号
大分県臼杵市野津町大字西畑670番地の３
債務者　佐久間房美
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９３９号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートピレジ２号棟418号
債務者　江木　孝行
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５号
宮崎県延岡市西階町１丁目2368番地　市営住宅　９－４－53
債務者　児玉　和子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市西階町１丁目2368番地　市営住宅　９－４－53
債務者　児玉彩梨咲
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１３４号
山口県下関市綾羅木本町７丁目18番１－303号　サバービア綾羅木Ⅱ、前住所山口県下関市生野町１丁目４番18－204号
債務者　濱岡　孝至（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目21番28号　ＳＨＡＮＧＲＩ－ＬＡ103
債務者　興梠　繁子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
岩手県北上市柳原町１丁目２番37号
債務者　吉田　榮子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第９９号
岩手県花巻市南万丁目1260番地　菅原荘１号
債務者　高野　英樹
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６３２号
神奈川県平塚市紅谷町17番17号　コスモビル７Ｆ（前住所）神奈川県平塚市長持204－７菅井方、住民票上の前住所神奈川県平塚市真田４丁目31番２－208号　サンハイツ岩崎
債務者　小島　誠嗣
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４９号
神奈川県厚木市王子３丁目２番２－108号
債務者　荒木　克己
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６８号
神奈川県厚木市山際407番地４　ＭＫビル405、前住所千葉県千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
債務者　萱沼　　真
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２９号
広島県福山市加茂町字芦原100番地57
債務者　内藤千津子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９６号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番３－507号
債務者　丸山　千春
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目５番９号
債務者　間中　秀和
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで　横浜地方裁判所横須賀支部